

<目標とする企業規模別有効回答率>

企業規模	有効回答率
5,000人以上	75.7%
1,000人～4,999人	79.0%
300人～999人	76.6%
100人～299人	75.7%
30人～99人	69.6%

(5) 契約金額の支払いについて

厚生労働省は、各年度の業務期間終了後、民間事業者からの報告（→「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等（1）**」参照）により、適正な実施がなされたことを確認し、それぞれの期間ごとに契約金額の2分の1を支払う。

3 就労条件総合調査の契約期間

契約期間は、契約締結日（平成21年9月下旬）から平成23年3月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条により準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 厚生労働省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」～「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項の業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結

することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により明示することをいう。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

- | | | |
|---|---------------|-----------------|
| ア | 入札公告 | (平成 21 年 7 月上旬) |
| イ | 入札説明会 | (平成 21 年 7 月下旬) |
| ウ | 入札説明会終了後の質問期限 | (平成 21 年 8 月中旬) |
| エ | 入札書類提出期限 | (平成 21 年 8 月下旬) |
| オ | 入札書類の評価 | (平成 21 年 9 月上旬) |
| カ | 開札 | (平成 21 年 9 月下旬) |
| キ | 契約の締結 | (平成 21 年 9 月下旬) |
| ク | 業務の引継ぎ | (平成 21 年 9 月下旬) |

(2) 入札実施手続

ア 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類、業務実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）、セキュリティ確保実施要領並びに別紙3「評価項目一覧」の「企画書の頁」欄に対応する企画書の頁を記載した書類を提出する。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の 105 分の 100 に相当する金額を記載する。

また、法第 15 条により準用する第 10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付する。

イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、総合評価を受けるため、次の事項を記載する。（→「**6 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法**」参照）

- (ア) 事業実施計画（実施計画のほか、再委託先に関する事項（→「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等（5）ケ**」参照）について記載すること。）
- (イ) 事業実績（過去に受託した統計調査等の名称、内容、調査の委託元、実施時期、調査票の発送件数、回収率、受託した具体的な業務内容、法の対象となった統計調査の受託の有無等について記載すること。）
- (ウ) 業務従事人員（総人員数及び各工程ごとの人員数について、延べ人数を記載すること。単位は「人日」とし、1日8時間労働を「1人日」とし、2時間従事すれば、「0.25人日」、4時間従事すれば、「0.5人日」等として記載すること。）
- (エ) 研修（研修の内容、目的、実施時期、期間、対象者等について記載するこ

- と)
- (オ) 設備・環境（本業務を実施する場所、通信機器の設備環境等について記載すること。）
 - (カ) セキュリティ対策（「セキュリティ確保実施要領」を以て記載したものとしますので企画書においては、「セキュリティ確保実施要領参照」等と記載すること。）
 - (キ) 配付（調査票の配付方法等について記載すること。）
 - (ク) 回収・受付（回収・受付方法等について記載すること。）
 - (ケ) 審査（審査方法等について記載すること。）
 - (コ) 問い合わせ・苦情対応（問合せや苦情の対応方法について記載すること。）
 - (サ) 督促（督促の時期・回数など督促の実施方法等について記載すること。）
 - (シ) データ入力（ベリファイする体制、データ入力の実施方法等について記載すること。）
 - (ス) その他（厚生労働省との連絡体制等の事業実施体制について記載すること。）

6 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

落札者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者（以下「評価者」という。）による審査を行う。

(1) 落札者決定に当たっての賞の評価項目の設定（別紙3「評価項目一覧」参照）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

ア 必須項目審査

厚生労働省は、入札参加者が企画書に記載した内容を、別紙3の1～3の必須項目（最低限の要求項目）について満たしていることを確認する。すべて満たす場合は合格とし、1つでも満たさない場合は、失格とする。

イ 加点項目審査

「ア 必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準により各項目について0点から3点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウエイトを乗じた点数を合計し、その合計点を技術点とする。

（→「(2) 落札方式及び得点配分」「イ 総合評価点の計算」参照）

<審査基準（絶対評価項目）>

- A 非常に優れている 3点
- B 優れている 2点
- C 標準的・普通 1点
- D 記載なし、又は期待できない 0点

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、次の「イ 総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 別紙3「評価項目一覧」に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。(別紙3「評価項目一覧」の必須項目における「企画書の頁」が空欄の場合は、当該必須項目が記載されていないものとみなす。)

イ 総合評価点の計算

$$\boxed{\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}}$$

技術点は、加点項目審査で得られた各評価者の得点の算術平均とする。(168点満点、端数は四捨五入する。)

$$\text{価格点} = 84 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 落札者の決定に係る留意事項

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) 落札方式及び得点配分」の「イ 総合評価点」の計算によって得られた数値の最も高い一者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者となるべき者が決定したときは、厚生労働省は遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

直ちに再度の入札を行うことができる。

7 就労条件総合調査における従来の実施状況に関する情報の開示

就労条件総合調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙4「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

ア 民間事業者は、次の(ア)～(エ)について、厚生労働省に報告するとともに、必要に応じて、下記以外の事項についても求められた場合は報告すること。

なお、下記については、下記の時期以外に求めることがある。

- (ア) 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制予定表（毎月5日に提出、ただし土日、祝日の場合はその前日）
- (イ) 調査票の提出状況（週1回）
- (ウ) 問い合わせ・苦情対応票のコピー（週1回）
- (エ) 督促・照会票のコピー（週1回）
- (オ) 事業報告書（平成22年3月31日（平成23年調査は平成23年3月31日）落札者の決定後に厚生労働省と打ち合わせを行い、構成を決定する。

なお、事業報告書には「有効回答率の目標の達成状況」、「実施に要した経費・人員についての内訳」等の内容が含まれることを想定している。

イ 厚生労働省は、民間事業者から受けた上記アの報告を取りまとめの上、各調査年ごとに6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

(2) 調査

厚生労働省は、上記「(1) 報告」や、次のア～ウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、提示する。

ア 民間事業者への電話（適宜）

厚生労働省から民間事業者の業務担当者へ電話による質問を行い、その対応により適切に実施されているかを詳細に調べる。

イ 調査客体へのアンケート（適宜）

(ア) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者（以下「民間

事業者等」という。)による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に厚生労働省からアンケートを行う。

(イ) 民間事業者等による督促・照会業務の不適切な対応がなかったかを調べるため、督促・照会業務の対象となった調査客体の中から適宜選択し、事後的に厚生労働省からアンケートを行う。

ウ 従来の実施状況との比較(適宜)

有効回答率について実績と比較を行い、目的の達成の程度を確認する。

(3) 指示

厚生労働省は、上記「(2) 調査」の結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対して、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、厚生労働省に対して、助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者等は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が譲すべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。なお、本業務は上記「(2) 調査」を行う観点から日本国内において実施すること。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省統計情報部賃金福祉統

計課」や「就労条件総合調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う他の事業が就労条件総合調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、それぞれ翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨報告しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の報告

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先に委託する業務、再委託先の名称、住所・連絡先、再委託を行うことの合理性及び必然性、再委託先の業務履行能力等）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、上記（イ）の再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記（イ）又は（ウ）により再委託を行う場合には、民間事業者が厚生労働省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、上記「**(4) 秘密の保持**」及び本項（「**(5) 契約に基づき民間事業者が購すべき措置**」）に規定する事項その他の事項について必要な措

置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 上記(イ)から(エ)に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

コ 請負内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

(ア) 厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき

② 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

(イ) 厚生労働省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省とが協議する。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰

すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者等が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を各年度の業務終了時まで履行できないときは、遅延賠償金として、各年度の業務終了時の翌日から起算した遅延日数に応じ、1日について契約金額に対し年1000分の50に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について、毎年度の業務終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、次の(3)調査項目の内容について、民間事業者の実施状況を調査する。有効回答率を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

(3) 調査項目

- ア 有効回答率
- イ 実施経費

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

(4) 意見聴取

厚生労働省は必要に応じ、民間事業者（再委託先を含む）及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができる。

(5) 外部有識者

厚生労働省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25

条及び第 26 条により、同院の現地検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第 41 条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等**」(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、同(3)による指示に違反した者

(→「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等**」の「(1) 報告」「(2) 調査」「(3) 指示」参照)

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告する。

(7) 厚生労働省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当者等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行う。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等**」(2)により行う。

(→「**8 契約により民間事業者が購すべき措置等**」「(2) 調査」参照)